

## 《2024 年度 豊岡市ステップアップ支援補助金重要説明事項》

(2024 年 4 月 18 日 豊岡市環境経済課)

補助事業計画書の提出にあたっては、必ず下記の事項を確認してください。

### 1 提出した事業計画書は、審査会による審査によって採否が決まります

提出した全ての方が交付を受けられるわけではありません。（提出者数が多数にのぼる場合には、採択率が低くなります。）

### 2 実施事業が法令等に適合することを、関係機関に事前に確認してください

審査会による審査の結果、採択された場合でも、実施事業が法令等に抵触していることが判明した場合、豊岡市役所への補助金の正式な手続（補助金交付申請）を受け付けることができませんので、関係機関に事前に確認してください。

### 3 「補助金交付決定通知書」の受領後でないと、発注・契約・支払行為はできません

採択後、豊岡市役所への補助金交付申請手続を行い「補助金交付決定通知書」を受領した後でなければ、発注・契約・支払は行えません。（受領前に行った場合、補助金の対象外になります。）（展示会の出展申込みは交付決定前でも構いません。）

また、支払行為は、原則銀行振込方式にしてください。補助金執行の適正性確保のため、旅費や現金決済のみの取引を除き、1取引 10万円超（税抜）の現金支払は補助対象外です。

### 4 事業計画書に記載された補助金額を下回る額で採択される場合があります

審査会では、希望した補助金額を下回る額で採択される場合があります。（希望する金額の交付が受けられない場合には、採択を辞退する（補助事業を行わない）こともできます。）

### 5 補助金で取得等をした資産は、取扱・処分に法的制限を受けます

採択後に、補助金で取得し又は効能の増加した施設・設備等は、譲渡（無償・有償（売却）のいずれも）、破棄、貸し付け、担保供与その他不当に利益を得る目的で使用することはできません。（これらに違反した場合、「豊岡市補助金等交付規則」や「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」に基づく補助金の返還命令を受けることとなります。）

### 6 補助事業関係書類は最低 10 年間保存する必要があります

補助金を受領した際には、補助事業に関係する帳簿及び証拠書類を最低 10 年間は保管する必要があります。（豊岡市や国の会計検査院からの求めがあった際に、閲覧に供せるように管理しなければなりません。）

### 7 同一の経費に対し 2 つ以上の補助金・助成金を用いることはできません

例えば一つの設備に対し、国と豊岡市の両方から補助金を受領し充当することはできません。

### 8 その他

不正や虚偽、不当要求行為により補助金を不正に申請し、支給を受けた場合には、補助金の取消や返還命令のほか、悪質な場合には刑事罰を受けることもありますので、留意してください。